



福岡医発第 973 号 (地)
令和 2 年 6 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県発達障がい児等療育支援事業(医療連携型)の新規開始について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、福岡県福祉労働部障がい福祉課より、別添のとおり周知依頼がありました。

本件は、本年 6 月 1 日 (月) から、下記の機関において発達障がい児 (者) に対し医学的知見に基づく支援を行う療育支援事業が開始されていることについて周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

なお、本事業の詳細につきましては、別添「福岡県発達障がい児等療育支援事業(医療連携型)実施要綱」をご参照下さい。

記

1. 福岡県発達障がい児等療育支援事業 (医療連携型) 実施機関

名 称 : 医療法人社団 翠会 行橋記念病院

住 所 : 行橋市北泉 3 丁目 1 1-1

連絡先 : 0930-25-2000

2. 支援の対象者

発達障がい児 (者) (その疑いがあるものを含む) とその保護者

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

2 障 第 1 4 7 5 号
令和 2 年 6 月 1 9 日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長
(自 立 支 援 係)

福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）の新規開始について（御案内）

日頃から、本県障がい福祉行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、6月1日(月)から、下記の機関において発達障がい児（者）に対し医学的知見に基づく支援を行う療育支援事業を開始しましたのでお知らせします。

本事業の実施に当たっては、地域の関係機関との連携を密に図ってまいりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

つきましては、恐れ入りますが、貴会会員の皆様への御案内について、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）実施機関

名 称：医療法人社団 翠会 行橋記念病院

住 所：行橋市北泉3丁目11-1

連 絡 先：0930-25-2000

2 支援の対象者

発達障がい児（者）（その疑いがあるものを含む）とその保護者

3 主な管轄区域

中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、宗像市、福津市、直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、糸島市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村、行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

4 参考資料

- ・ 記者提供資料
- ・ 実施要綱
- ・ 事業所一覧

福岡県福祉労働部
障がい福祉課自立支援係
守時（もりとき）
TEL：092-643-3263
FAX：092-643-3304

令和2年5月25日

福祉労働部障がい福祉課

直通：092-643-3263

内線：3266

担当：森、守時

県内3箇所目となる 発達障がい児等療育支援事業所を開設します ～発達障がい児（者）への療育支援の体制を強化します～

- このたび県内3箇所目となる「福岡県発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）」を行橋記念病院（行橋市）に開設します。
- この支援事業所では、医療機関の有する機能を活用した療育指導や相談等を行い、在宅の発達障がい児（者）のライフステージに応じた生活を支援します。このほかにも、聖ルチア病院（久留米市）、香椎療養所（福岡市東区）に開設しています。
- 県では、この発達障がい児等療育支援事業所をはじめ、発達障がい者支援拠点病院（九州大学病院）、発達障がい者支援センター（北九州、福岡、筑豊、筑後地域に1か所）、あ内13障がい保健福祉圏域に1か所）との連携を図りながら、発達障がい児（者）へのきめ細やかな支援を行ってまいります。

※この事業の実施主体は福岡県で、医療法人等に委託し、運営するため、相談者の費用負担はありません。

【1】所在地等

問合せ先：行橋記念病院 地域医療連携室

所在地：行橋市北泉三丁目11-1

電話番号：0930-25-2000（代表）

対応時間：月曜日から金曜日の9時から17時まで

【2】事業開始日

令和2年6月1日（月）

【3】支援対象者

県内（政令市を除く）に在住する発達障がい児（者）（その疑いがあるものを含む）とその保護者

※診断がなくても、発達について気になることがあれば、気軽に相談することができます。

※北九州市、福岡市にお住まいの方は、それぞれの療育センターで対応しています。

【4】事業概要

○訪問療育等指導事業

発達障がい児（者）の家庭に定期的又は随時訪問、巡回し、地域の発達障がい児（者）とその保護者に対して各種の相談・指導を行う。

○外来療育等指導事業

外来の方法により、発達障がい児（者）及び保護者に対し相談・指導を行う。

○施設支援一般指導事業

障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、発達障がい児（者）の療育に関する医学的知見による支援や指導を行う。

【5】取材について

新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大防止のため現地での取材対応は行いません。

発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）行橋記念病院

【施設の外観】



【施設の外観 2】



【相談窓口】



【相談室】



【待合スペース】



【案内図】



福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）実施要綱

（目的）

第1条 福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）（以下「支援事業」という。）は、発達障がい児（者）並びに発達障がいのある在宅の身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、精神障がいのある人及び難病患者等（以下「在宅発達障がい児（者）」という。）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、医療機関の有する機能を活用し、身近な地域で発達障がいに関する療育指導、相談等及び各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、もって地域の在宅発達障がい児（者）及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 この事業の内容は、県があらかじめ事業を委託した医療関係機関（以下「受託医療機関」という。）において行う次に掲げる事業とする。

（1）在宅支援訪問療育等指導事業

この事業は 受託医療機関に相談・指導を担当する医師等で編成された相談・指導班を設置し、相談・指導を希望する在宅発達障がい児（者）の家庭に定期的若しくは随時訪問し、又は相談・指導を必要とする地域を巡回する等の方法により、地域の在宅発達障がい児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行うものとする。

（2）在宅支援外来療育等指導事業

この事業は、在宅発達障がい児（者）及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行うものとする。

（3）施設支援一般指導事業

この事業は、障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、発達障がい児（者）の療育に関する技術の指導を行うものとする。

（実施の委託）

第3条 県は、この事業を実施するに当たり、医療関係機関を経営する法人に委託するものとする。

- （1）県は、筑紫、甘木・朝倉、久留米、有明及び八女・筑後の障がい保健福祉圏域（中核市を除く。以下「県南部」という。）及び北九州、宗像、直方・鞍手、福岡・糸島、粕屋、飯塚、田川及び京築の障がい保健福祉圏域（政令市を除く。以下「県北部」という。）を事業の通常の実施区域（以下「対象地域」という。）とする受託医療機関を1か所以上置くものとする。
- （2）前号にかかわらず、担当する対象地域以外の地域から利用申請があった場合は、当該対象地域を受託している受託医療機関に連絡・協議した上で、事業を実施できることとする。

(利用対象者)

第4条 受託医療機関が行う事業の利用対象者は、県内（原則政令市・中核市を除く）に在住し、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢で発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がいその他心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいのある在宅発達障がい児（者）及びその家族並びにその疑いがある者及びその家族とする。

(実施方法等)

第5条 各事業の実施方法等は次によるものとする。

(1) 在宅支援訪問療育等指導事業

ア 実施計画の策定

受託医療機関は、関係機関との緊密な連携のもとに、管内の対象者及び地域の状況を的確に把握し、事業の実施計画を策定し効率的な実施に努めるものとする。

イ 事業の周知

受託医療機関は、広報等を利用してこの事業の概要（相談実施の日時、場所、内容等）を在宅発達障がい児（者）の保護者等に周知徹底するとともに、利用者の便宜を図るものとする。

ウ 担当する職員

巡回相談における相談・指導班の編成は、受託医療機関の医師を中心として、対象地域における対象者の障がいの状況に応じた職種及び人員により実施することとし、相談・指導を担当する職員は各々の相談に対し適切な指導、助言等ができる者を充てるものとする。

なお、必要に応じ他の医療機関等の協力を得ても差し支えないものとする。

エ 相談・指導の記録

受託医療機関は、相談・指導の内容を対象者毎に記録し、適切な事後処理に努めるとともに、指導の一貫性を保つよう配慮するものとする。

オ 秘密の保持

この事業の実施に当たって職務上知り得た在宅発達障がい児（者）及び家庭に関する秘密保持については、特に留意するものとする。

(2) 在宅支援外来療育等指導事業

この事業を実施する場合における、実施計画の策定、事業の周知、担当する職員、相談・指導の記録及び秘密の保持については、上記（1）に準じて行うものとする。

なお、必要に応じ他の医療機関等の協力を得ても差し支えないものとする。

また、指導事業の利用者等との必要な連絡調整を行うものとする。

(3) 施設支援一般指導事業

ア 実施計画の策定

受託医療機関は、関係機関との緊密な連携のもとに、管内の障がい児通所支援事業所、保育所及び幼稚園等の設置状況並びに地域の状況を的確に把握し、事業の実施計画を策定し効率的な実施に努めるものとする。

イ 事業の周知

受託医療機関は、広報等を利用してこの事業の概要（指導の内容、指導方法等）を在宅発達障がい児（者）の保護者、障がい児通所支援事業所、保育所、幼稚園等の長及び職員に周知徹底するものとする。

ウ 担当する職員

施設支援を担当する職員は、医師を中心として、対象施設における利用者の障がいの状況に応じた職種及び人員により実施するものとする。

なお、必要に応じ他の施設等の協力を得ても差し支えないものとし、相談指導等の記録及び秘密の保持については、上記（１）に準じて行うものとする。

（関係機関等との連携）

第6条 受託医療機関は、この事業の実施に当たり、児童相談所、障がい者更生相談所、福岡県障がい児等療育支援事業受託施設、発達障がい者支援センター及び発達障がい者支援拠点病院のほか、本事業の対象となる保健福祉圏域内の市町村、保健福祉（環境）事務所、障がい児（者）施設、特別支援学校及び民生委員・児童委員、障がい者相談員等との連携を密にし、利用者の便宜を図るものとする。

（費用）

第7条 県は、この事業の実施に要する経費として、別表に定める単価にそれぞれの実施件数又は実施日数を乗じて得た額を支弁するものとする。

2 受託医療機関は、委託料を請求するときは、第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる事業について、別表1に定める事業ごとの単価にそれぞれの実施件数を乗じて得た額を様式第1号に記載の上、様式第2号、様式第3号及び様式第4号を添えて請求するものとする。

3 受託医療機関が存する障がい保健福祉圏域外において、上記第2条第1号及び第3号の事業を実施した場合、別表2に定める単価に実施日数を乗じて得た額を様式第1に記載の上、様式第5号を添えて、請求するものとする。

4 上記加算の請求に当たっては、同一日に複数の圏域（市町村）にまたがって事業を実施した場合、受託医療機関から最も遠い圏域に応じた数を計上するものとする。

5 受託医療機関は、支援事業の利用者から利用料を徴収しないものとする。

（報告）

第8条 受託医療機関の長は、本事業の四半期ごとに実施状況等について、事業を完了した日から起算して10日を経過した日に知事あてに報告するものとする。

2 委託業務を完了した時は、その日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、収支清算書及びその他必要な資料を作成の上、提出すること。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第7条第2項関係）

実施に要する経費	対象経費
次により算出された額の合計額 1 在宅支援訪問療育等指導事業 7,250円×相談指導件数 2 在宅支援外来療育等指導事業 2,810円×相談指導件数 3 施設支援一般指導事業 22,280円×相談指導件数	事業に必要な報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃金、 報償費、旅費、需用費（消耗 品費、食糧費、印刷製本費）、 役務費（通信運搬費、広告 料）、委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費

別表2（第7条第3項関係）

事業を実施した圏域	支 弁 額
受託医療機関が存する障がい保健 福祉圏域に隣接する障がい保健福 祉圏域	500円
上記以外	1,000円

(様式第1号)

請 求 書

金

円

様式第2号から様式第5号を添えて、
(医療連携型) 委託費として請求します。

年度福岡県発達障がい児等療育支援事業

(月、 月、 月分)

内訳

事業名	(単価)	(件数)	
在宅支援訪問療育等指導事業	7,250 円 ×	件 =	円
在宅支援外来療育等指導事業	2,810 円 ×	件 =	円
施設支援一般指導事業	22,280 円 ×	件 =	円
加算			円
合 計			円

年 月 日

福岡県知事 殿

(請求者)

住所

名称

代表者

印

(様式第2号)

福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型） 支援内容報告書（四半期分）

年 . . . 月分

事業名

施設名

番号	対象者（児）	年齢層	利用日数	障がいの種別	支援内容等	担当職員（職種別）・人数
例	福岡 太郎	乳幼児	2日	発達障がい・身体	コミュニケーション支援	言語聴覚士1名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
			延利用日数			
計						

- 注
1. 各事業毎、別様とすること。
 2. 年齢層は、乳幼児・小学生・中学生～18歳未満・18歳以上の中から選択すること。
 3. 利用日数欄は、利用者毎にまとめて記入のこと。
 4. 障がいの種別は、発達障がい以外の障がいがある場合、身体・知的・精神（発達障がいを除く）・難病患者・重症心身障がい児（者）の中から回答し、複数回答可。
※ここで言う重症心身障がい児（者）とは、身体障がい者手帳1級（下肢）と療育手帳Aを併せて所持する者を指す。
 5. 利用内容は、ケース記録等を参照し、明確に記入すること。
 6. 担当職員数欄の職種種別は、医師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、言語聴覚士、作業・理学療法士、音楽療法士、保育士、その他で記入すること。

(様式第3号)

福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型） 実施状況報告書 （ 枚目/ 枚中）

（福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型） 請求明細）

	事業名	対象者（児）	市町村名	利用日	延日数	単価	金額
例	○ 在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業	福岡 太郎	大牟田市	10月9日 11月11日	2日	7250円	14500円
1	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
2	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
3	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
4	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
5	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
6	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
7	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
8	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
9	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
10	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
11	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
12	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
13	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
14	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
15	在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 施設支援一般指導事業						

年 月 日
上記のとおり相違ありません。

施設住所

施設名

施設長名

印

(様式第4号)

在宅支援訪問療育等・在宅支援外来療育等・施設一般

指導事業記録

施設名

期 日	年 月 日
対象者・施設	
指 導 者	氏 名 職 種
受講者・職員 人数	名
質問事項 及び 支援内容	
備考	

上記のとおり報告します。

年 月 日

記録者

印

(様式第5号)

福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型） 加算費報告書 （ 枚目/ 枚中）

（福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型） 加算請求明細）

	事業名	対象者（児） 対象施設	市町村名	実施日	延日数	単価	金額
例	○ 在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業	福岡 太郎	大牟田市	10月9日 11月11日	2日	500円	1,000円
1	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
2	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
3	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
4	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
5	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
6	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
7	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
8	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
9	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
10	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
11	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
12	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
13	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
14	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						
15	在宅支援訪問療育等指導事業 施設支援一般指導事業						

年 月 日
上記のとおり相違ありません。

施設住所

施設名

施設長名

印

R2年度福岡県発達障がい児等療育支援事業(医療連携型) 委託事業所

相談先	郵便番号	住所	電話番号	対象地域
社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院(地域医療連携室)	830-0047	久留米市津福本町1012	0942-33-1581	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、朝倉市、筑前町、東峰村、小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町、大牟田市、柳川市、みやま市、八女市、筑後市、広川町
医療法人山水会 香椎療養所(連携室)	813-0011	福岡市東区香椎1-9-15	092-661-1083	中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、宗像市、福津市、直方市、若宮市、小竹町、鞍手町、糸島市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村、行橋市、豊前市、荏垣町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
医療法人社団翠会 行橋記念病院(地域医療連携室)	824-0033	行橋市北泉三丁目11-1	0930-25-2000	

※(政令市・中核市は除く)